

第4章 その他関連事項について

1 管理義務・除却義務・・・（条例第16条・第17条）

広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらの管理者は、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

また、広告物の許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、または広告物の表示または設置の必要がなくなったときは、その日から10日以内に広告物を除却する必要があります。

2 管理者の要件・・・（条例第9条）

許可を受ける広告物または掲出物件は、管理者を定める必要があります。

なお、管理者は、屋外広告物の安全性等の日常的な管理を可能とするため、下記の近隣府県に住所または事務所もしくは事業所を有する者を定めてください。

滋賀県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

※本件の管理者の扱いは、令和10年(2028)4月1日以降に許可申請をするものが該当します。

3 点検者の資格・・・（条例第14条）

屋外広告物の変更許可または継続許可を申請する際に、屋外広告物安全点検調書を提出する必要があります。

建築基準法に基づく工作物の確認申請を要する屋外広告物（高さが4mを超えるもの）を表示し、または掲出物件を設置する場合、次のいずれかの資格を持つ者が点検者でなければなりません。

資格	工作物確認申請対象 【高さ4m超】 通行量が多い地域（※2）	工作物確認申請対象 【高さ4m超】	工作物確認申請対象外 【高さ4m以下】
屋外広告士	○	○	○
点検技能講習修了者	○	○	○
屋外広告物講習会修了者	×	○	○
職業訓練指導員（※1）	×	○	○
技能検定合格者（※1）	×	○	○
職業訓練修了者（※1）	×	○	○
一級・二級建築士	×	○	○
特定建築物調査員	×	○	○
資格を有していない者	×	×	○

1) 広告美術仕上げに係るものが対象です。

2) 「通行量が多い地域」とは、用途地域が「商業地域で容積率400%以上、かつ、道路内または道路の境界線から水平距離2m以内の区域としています。

4 屋外広告業の登録・・・

市内で屋外広告業を営む場合、事前に滋賀県屋外広告物条例に基づき屋外広告業の登録を受ける必要があります。

※**屋外広告業**・・・広告主から広告物の表示または掲出物件の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業が屋外広告業です。また、単に屋外広告物の印刷、制作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示し、または掲出物件の設置を請け負わない広告代理業は、屋外広告業に該当しません。

※**屋外広告業を営む**・・・他者から屋外広告物の設置工事等を請け負うことをいいます。

屋外広告業の登録に関する問い合わせ先

滋賀県土木交通部都市計画課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4184

5 違反広告物に対する措置および罰則・・・（条例第30条）

法または条例に違反している者に対して市では、適正な状態とするため必要な措置を執るよう指導を行います。

しかし、行政の指導に従わない悪質な行為者に対しては、下表のとおり罰金が科される場合があります。

また、行為者が代表している法人または代理人もしくは使用されている法人もしくは人に対しても同様です。

このほか、屋外広告業の登録に関する罰則は、滋賀県屋外広告物条例で定められています。

条例に違反した広告物に対して市長の命令に違反した者	50万円以下の罰金
許可が必要な屋外広告物を無許可で表示し、または掲出物件を設置した者	30万円以下の罰金
許可を受けている広告物を無許可で改装または改造した者	
除却義務に違反した者	
立入検査を拒んだり、虚偽の答弁等をした者	20万円以下の罰金

その他、条例に違反して表示されている貼り紙、貼り札、立看板または広告旗等の広告物については、事前の通告なく除却します。

なお、除却した広告物は、一定の期間保管（貼り紙を除く）しますが、保管に係る費用をいただく場合があります。（簡易除却）

6 関係法令等・・・

- 高さが4 mを超える屋外広告物の場合・・・**建築基準法**
工作物の建築確認申請が必要です。
- 道路上および道路上空に表示する屋外広告物の場合・・・**道路法**
道路占用の許可が必要です。
- その他、表示する場所によって、風致地区の許可、地区計画の届出等が必要な場合があります。

7

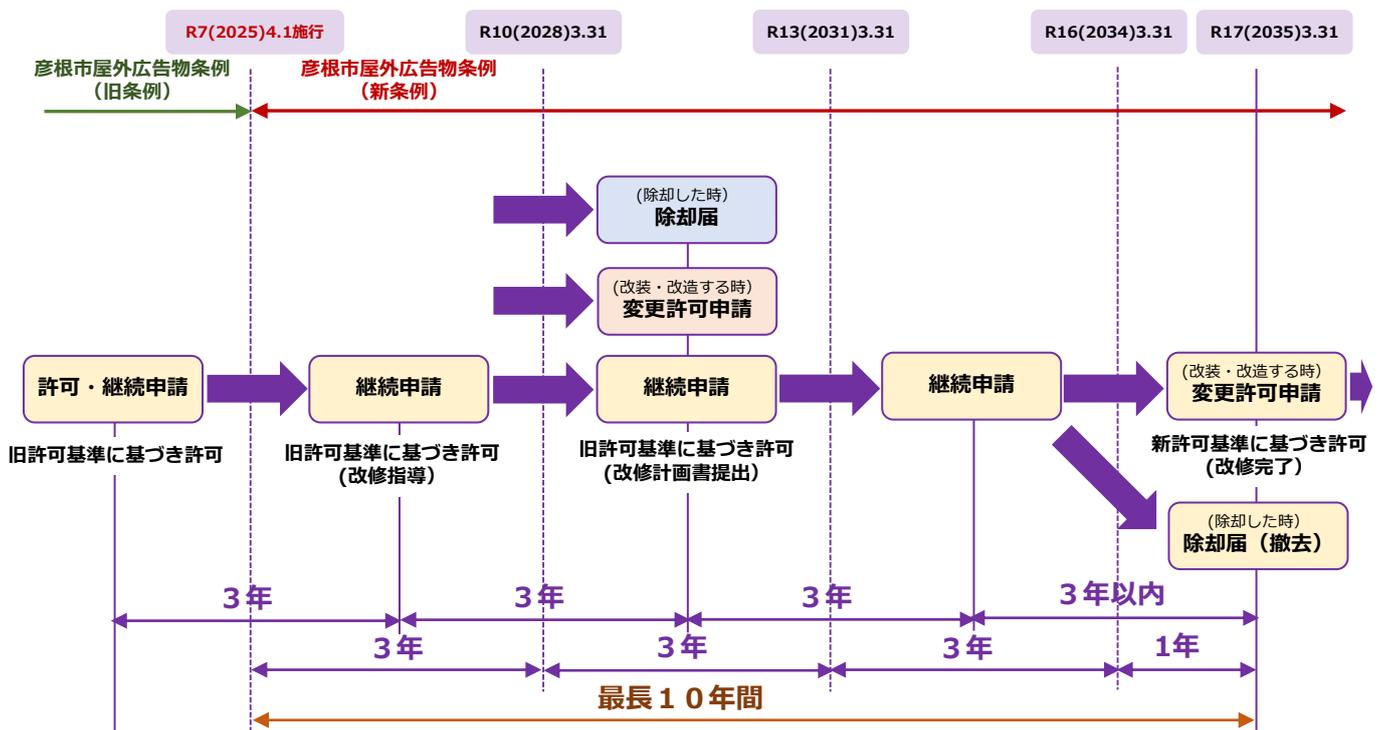
経過措置 . . .

新条例 . . . 一部改正した彦根市屋外広告物条例を令和7年(2025)4月1日より施行

旧条例に基づいて許可を受けている屋外広告物のうち、新条例の施行にともない許可基準に適合しなくなるものについては、新条例施行後3年以内に限り、旧条例の許可基準により引き続き許可を受けることができます。

この許可期間終了までに許可基準に適合させるための改修、移転、除却その他の措置をとることを記載した計画書が提出され、相当と認められた場合に限り新条例の施行日から**最長10年間(令和17年(2035)3月31日まで)**を限度として旧基準に基づき広告物を表示し、または掲出物件を設置することができる経過措置期間を設けています。

良好な景観を創出するために、ご協力をお願いします。



※経過措置期間終了までに改修等する場合は、新許可基準に則して計画してください。



問い合わせ先

彦根市 都市政策部 建築指導課 景観まちなみ室

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

TEL 0749-30-6148 FAX 0749-24-8517

E-mail keikan@ma.city.hikone.shiga.jp

ホームページ <https://www.city.hikone.lg.jp/>

発行：令和7年4月